

～36 協定の質問にお答えします～



Q 36 協定とは何ですか？

A 36（さぶろく）協定は、労働基準法という労働条件の最低基準等が定められている法律の第 36 条の規定に基づく労使協定のことです。この協定*がなければ、時間外・休日労働をさせることはできません。※協定は労働基準監督署へ届出する義務があります。

36 協定で定めることができる時間外労働の時間は法律で定められた限度時間までとなりますが、臨時的な特別の事情により限度時間を超える場合については、「特別条項付きの 36 協定」を締結すれば、年間 6 か月までは限度時間を超えて時間外労働をさせることができます。

なお、いずれの場合であっても、上記協定で定めた時間を超えて労働させた場合、労働基準法違反となります。

Q 法改正によって、36 協定で定める時間外労働等の時間数はどのように変わったのですか？

A 2019 年 4 月からは、原則として以下のように 36 協定の限度時間及び「特別条項付きの 36 協定」の臨時的な特別の事情により限度時間を超える場合の上限が法律で定められました。

なお、中小企業（医療機関の場合、常時使用する労働者の数が 100 人以下の場合等）への適用は 2020 年 4 月からとなっています。

改正前（～2019 年 3 月）

改正後（2019 年 4 月～）



年月	～2019 年 3 月	2019 年 4 月～
医療機関の医師以外の職種	<p>【36 協定の限度時間】（告示のみ）</p> <p>【特別条項付き 36 協定の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間 6 か月まで 時間の上限なし 	<p>【36 協定の限度時間】（法律の規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 か月 45 時間以内（休日労働含まない） 1 年 360 時間以内（休日労働含まない） <p>【特別条項付き 36 協定の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年 720 時間以内（休日労働含まない） 月 45 時間（休日労働含まない）を超えることができるのは年間 6 か月まで

休日労働含み
 ・月 100 時間未満
 ・複数月平均 80 時間以内*
 であること

*2 か月平均, 3 か月平均, 4 か月平均, 5 か月平均, 6 か月平均の全てが 80 時間以内であること。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

医師については、上限規制の適用が 5 年間猶予されています。
 医師の時間外労働については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」の内容を来月号でご紹介します。
 36 協定のことわからないこと、お困りのことなどありましたら、お気軽に当センターまでご相談ください。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ～ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

